

新	旧	備考
<p>海外投資（株式等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00005</p> <p>沿革（略）</p> <p><u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p>海外投資（株式等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00005</p> <p>沿革（略）</p>	
<p>第1章 総則</p> <p>第1条（略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（略）</p>	
<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 （てん補危険）</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 ～ 五（略）</p> <p>六 被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（法第52条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものに限る。）<u>。ただし、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項第2号から第4号までに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ<u>又はニ</u>の事由が被保険投資の相手方の事業の一部に生じたことにより受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>3（略）</p>	<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 （てん補危険）</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 ～ 五（略）</p> <p>六 被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（法第52条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものであつて、<u>投資先国等及び事業地国等の政府等による政策変更の結果として損失が発生した場合について別に特約を付した場合に限る。</u>）</p> <p>2 日本貿易保険は、前項第2号から第4号まで<u>又は第6号</u>に掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ、<u>ニ又は第6号</u>の事由が被保険投資の相手方の事業の一部に生じたことにより受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>3（略）</p>	
<p>第3条 ～ 第5条（略）</p>	<p>第3条 ～ 第5条（略）</p>	
<p>第6条 日本貿易保険は、第3条第1項及び第3項並びに前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のい</p>	<p>第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、<u>第3項及び</u>前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のい</p>	

新	旧	備考
<p>いずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項及び第3項並びに前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号若しくは第3項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項及び第3項並びに前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>かに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第3項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第3項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第3項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。</p> <p>一～六（略）</p>	
<p>第7条～第36条（略）</p>	<p>第7条～第36条（略）</p>	
<p>（質権又は譲渡担保の設定）</p> <p>第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。<u>ただし、保険の目的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。</u></p> <p>2～3（略）</p>	<p>（質権又は譲渡担保の設定）</p> <p>第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2～3（略）</p>	
<p>第38条～第41条（略）</p>	<p>第38条～第41条（略）</p>	
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>		